

## 令和4年度アライグマ根絶モデル実証事業委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、【契約の相手方】（以下「受託者」という。）に委託する「令和4年度アライグマ根絶モデル実証事業委託業務」を円滑かつ効率的に処理するために必要な事項を定める。

### 第1 目的

道では、アライグマによる生態系等への被害を防止するため「北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書」（以下「防除実施計画」という。）で「アライグマの野外からの排除」を目標としている。

現在、道内におけるアライグマの捕獲数は年々増加しているが、農業被害額の減少には至っていない状況である。

アライグマの生息数を減少に転じさせるためには、生息数の半数以上を複数年捕獲することが必要であるが、生息数を算出することが難しく、各地域の捕獲目標が設定できていない。また、市町村において捕獲に従事する人材などが不足しているため、市町村職員への負担が過大となっているのが現状であり、市町村から対策の強化への支援を求められている。

そこで、本業務では、南幌町において野生化したアライグマを捕獲し、その生態データの収集を行うとともに、ICT技術の活用により対策の省力化を通じ強化を図り、それらを活用して効果的・効率的な捕獲モデルの実証を行い、その成果の普及拡大を図り、もって、道内からのアライグマの根絶を目指すものである。

### 第2 定義

本業務で使用する用語については、次のとおりとする。

- 1 アライグマ（アライグマ及びカニクイアライグマ）  
ネコ目アライグマ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、かつ道内において生息し、野生化した個体とする。
- 2 ミンク  
ネコ目イタチ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、道内において生息し、野生化した個体とする。  
なお、「北海道におけるアメリカミンク防除実施計画書」の「アメリカミンク」と同義。
- 3 ワナかけ日数  
夕方の時点で箱ワナ及び誘引餌の状態が適切で、夜間に捕獲可能な状態であったワナを「1ワナ日」とする。
- 4 メッシュ番号  
北海道が示す「令和3年（2021年）度鳥獣保護区等位置図」によるメッシュ番号をいう。
- 5 コアエリア  
地域からアライグマを排除する手法を確立するため、町内の一定区域を疑似閉鎖空間に設定し、当該区域内での徹底した捕獲を実施する。
- 6 バッファエリア  
コアエリア内への流入を防ぐための徹底した捕獲を実施するエリア。

### 第3 使用器具

本業務で使用する器具については、次のとおりとする。

- 1 ワナ  
使用するワナは箱ワナとし、取扱いについては次のとおりとする。  
なお、捕獲状況等に応じて道から別種のワナを貸し出し、設置しているワナと交換して使用させることがある。

ワナの名称	数量	取扱いについて
箱ワナ	70基	60基を委託者から貸与する。 なお、次の製品と同等の機能を有する製品を受託者が10台購入する。製品名：アニマルトラップ MODEL1079 ※業務終了後、委託者へ譲渡し、委託者所有のものとする。
ワナ固定用ペグ	142本	70本を委託者から貸与する。 なお、残りの72本については、受託者において購入する。 ※業務終了後、委託者へ譲渡し、委託者所有のものとする。

- 2 電気止めさし器  
小動物用ポータブル電気止めさし器やインバータ等については受託者が用意する。

- 3 自動撮影装置  
自動撮影装置（取付器具等を含む。）の取扱いについては次のとおりとする。

器具の名称	数量	取扱いについて
自動撮影装置	70 台	全て委託者から貸与する。
SD カード (16GB)	140 枚	120 枚を委託者から貸与する。 なお、残りの 20 枚については、受託者が購入する。 ※業務終了後、委託者へ譲渡し、委託者所有のものとする。
アルカリ乾電池	1,700 本	次の製品を購入する。 ・アルカリ乾電池（単 3 型）

- 4 長距離無線式捕獲パトロールシステム  
長距離無線式捕獲パトロールシステムの取扱いについては次のとおりとする。

器具の名称	数量	取扱いについて
親機	1 基	全て委託者から貸与する。 ただし、アカウント登録作業並びにシステム通信料は受託者が負担する。
子機	16 基	

#### 第 4 業務内容及び実施方法

受託者は、本業務の実施にあたっては、「防除実施計画」に基づくとともに、次により関係法令を遵守し、実施するものとする。

##### 1 技術指導の実施

捕獲作業の一部を受託者が別途雇う者に行わせる場合において、その者が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づくわな猟免許を所持していない場合には、箱ワナによるアライグマ捕獲を経験している者（同等の知識と経験を持つ者を含む。）を指導者として、捕獲技術等研修会を実施することにより、アライグマの生態等に関する知識、捕獲技術の周知及び安全対策の確保を図ること。

また、捕獲従事者を選定した場合、委託者が定める「防除実施計画」別記 6 により報告するものとする。

##### 2 アライグマの捕獲等

次の方法により箱ワナで捕獲するものとする。

なお、本業務の主な目的にはアライグマの捕獲が含まれるが、特定外来生物であるミンクについても生態系などへの影響の懸念があることから、捕獲した場合はアライグマと同様の処置を行う。

###### (1) 捕獲対象地域と捕獲期間

(ア) 捕獲対象地域は次の地域とする。

空知郡南幌町

(イ) 捕獲期間は、概ね次の期間とする。

5 月から全てのワナが作動した状態で連続した 49 晩 50 日間（49 晩として、実質は設置から撤去までの 50 日間）

###### (2) ワナの設置場所等

(ア) コアエリア及びバッファエリアにおいて、過年度の捕獲実績などから想定されるアライグマの移動経路や、すみかとなる場所などに近接した場所に設置することとする。

(イ) 町内の土地の多くは、道路によって 500m×500m（約 0.25km<sup>2</sup>）に分割されているため、その分割された土地を単位区画とし、捕獲を実施する。

また、コアエリアではワナの密度を一区画あたり 2 基として捕獲を実施し、新しい痕跡がない場合、設置地点を収集データの連続性に配慮しながら適宜移動させ、捕獲を実施することとする。

(ウ) 設置にあたっては、南幌町と調整を図るとともに、土地所有者の許可を得た上で、その箇所に「防除実施計画」別記 4 のワナ標識を表示するものとし、河川の増水などでワナが水没する恐れのある箇所は避けること。

(エ) ワナ設置等にあたっては、土地所有者との調整等を行うこと。

なお、国有林や河川区域等、行政の許可が必要な区域については、予め委託者が調整を行うこととする。

(オ) ワナは、捕獲開始前の現地調査においてアライグマの痕跡が確認できた場所をふまえ設置することとし、捕獲期間中、随時、現地調査や南幌町、地域住民へ聞き取り等を行い、次回捕獲時に向け適正なワナ設置場所の選定に努める。

(3) 箱ワナ等の設置等

原則、次のとおり設置することとするが、詳細な設置地点、方法、設置時期及び期間については、捕獲開始前に令和4年度アライグマ根絶モデル実証事業分析等委託業務の受託者（以下、「分析等受託者」という。）と調整したうえで決定すること。

(ア) 箱ワナ等

a. 設置数

設置総数は箱ワナを70基とする。

b. 設置地点

コアエリアに設定した約6.25km<sup>2</sup>の区域内に概ね1区画あたり2基の合計50基設置し、バッファーエリア内に残りの箱ワナを設置するものとする。

また、設置地点の位置情報の記録及びワナ設置箇所周辺環境の記録を併せて行う。

c. 総ワナかけ日数

合計3,430ワナ日とする。

d. 誘引餌の種類

基本的には、箱ワナ周辺にはドッグフード等、箱ワナ内については菓子類、揚げパン類等の人工的な餌を使用するが、これ以外の誘引餌の使用について妨げるものではない。

e. 箱ワナの固定

設置する箱ワナは、転倒による捕獲個体の逸出を防止するため、可能な限り水平な場所に設置し、前方及び後方をワナ固定用ペグで固定する。

なお、設置場所の状況によりペグでの固定が困難な場合は、重い石やブロック等を用い、ワナの転倒を防止する。

f. 箱ワナの移設

自動撮影装置によるアライグマの撮影や痕跡がない場合、概ね7日間を目途に、同区画内かつアライグマの痕跡がみられる場所等に箱ワナ、自動撮影装置及び長距離無線式パトロールシステム（子機）の移設について検討する。

なお、移設の際は箱ワナを移設した日時、移動前後の地点を記録する。

(イ) 自動撮影装置

箱ワナ周辺に設置する。撮影データについては、7日に1回SDカードを交換することにより回収する。なお、アルカリ電池は概ね2週間に1回程度、新品と交換することを目安として、安定した電源確保に努めること。

設定は次のとおりとする。

撮影モード	撮影枚数	撮影インターバル	動作時間帯
静止画	連続撮影3枚	15分	16:00~8:00

(ウ) 長距離無線式捕獲パトロールシステム

a. 設置数

設置総数は、親機1基、子機16基とする。

b. 設置地点

箱ワナ等に次のとおり設置することとする。

機器	設置方法
親機	委託者が指示する場所に設置する。
子機	ワナ周辺に設置する。

(4) ワナの見回り

受託者は原則として、毎日1回程度、2班体制で行うこととし、事前に見回り順序について、分析事業受託者と調整したうえで、設置した全てのワナの見回り及び周辺の痕跡や環境変化の確認を行い、誘引餌の補給等を行う。

その際、委託業務に従事する従事者は、「防除実施計画」別記5の委託者が発行する捕獲従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明することとする。

また、ワナを撤去する際、ワナ周辺の誘引餌等を適正に処理し、可能な限り設置前の状態に回復することとする。

(5) 捕獲状況の確認及び捕獲個体の処理

(ア) アライグマ及びミンクが捕獲された場合

その個体毎に個体識別番号を決定し、次のとおり処置する。

a. 捕獲状況の記録

個体が箱ワナで捕獲された状態を写真撮影する。写真データには捕獲年月日、市町村名、設置地点番号を一緒に表示するものとする。

b. 捕獲個体の逸走防止

箱ワナからの逸走を防止するため、アンカーピン・針金等でワナを補強する。

c. 殺処分の方法

原則として、電気止めさし器による安楽死処置とする。ただし、北海道アライグマ防除技術指針に従った炭酸ガスによる方法でも差し支えない。

なお、やむを得ず、上記以外の方法で殺処分をする場合には、できるだけ捕獲個体に苦痛及びストレスを与えない方法により安楽死させるものとし、当該処置を行った理由を明確にすること。

d. 生態データの記録（対象はアライグマのみ）

安楽死処置した捕獲個体は、次の生態データ等を業務日報（別添第1号様式）に記録する。

対象：全ての捕獲個体

データの種類：性別、成獣・幼獣の別、体重（以下「生態データ」という。）

e. 胃及び直腸糞（以下、「胃内容物等」という。）の内容物調査（対象はアライグマのみ）

上記 a~d に示す処理をした後、捕獲個体を開腹し胃内容物等を確認のうえ、委託者から提供される保存容器等に、受託者が用意するエタノールを 70% に希釈した溶液とともに胃内容物等を全量保管する。なお、胃内容物等の確認は目視により行い、判断できないものは、「不明」として胃内容物等記録表（別添第2号様式）に結果を記載する。

f. データの記録後の個体等の処理

c~e に示す必要な処理をした後、南幌町が定める処理施設で一般廃棄物として適正に処理すること。また、炭酸ガス装置を使用する場合、設置場所及び捕獲個体の受け入れについては受託者と南幌町で調整すること。詳細は別途、委託者と協議することとする。

なお、学術研究機関等から調査研究用のために捕獲個体又はその組織の提供依頼があった場合は、委託者と協議のうえ対応することとする。

(イ) アライグマ及びミンク以外の動物が捕獲（以下、「錯誤捕獲」という。）された場合

錯誤捕獲があった場合は、個体がワナで捕獲された状態を写真撮影し、捕獲鳥獣の種名、捕獲年月日、市町村名及び設置地点番号を記録した後、速やかに放逐する。

(6) 捕獲目標

捕獲データの精度を確保する観点から、業務完了までに、ワナかけ日数を最低 3,430 ワナ日確保するよう努めること。業務実施上、100 頭までの捕獲を想定しているが、それ以上の捕獲が見込まれる場合は委託者と協議して対応するものとする。

(7) 進捗管理

契約締結後、速やかに業務処理計画書として、準備、技術指導、捕獲、捕獲個体処理及び報告書作成・提出等、主要な業務の月別の作業を示した全体スケジュール表を作成し、委託者に提出することとする。

その他、業務の途中段階において、委託者から、業務の進捗状況に関する報告を求められた場合、受託者は適宜対応するものとする。

3 データの収集と分析

次のデータを収集し、業務の実施結果を「令和4年度アライグマ根絶モデル実証事業委託業務報告書」として取りまとめ作成する。

(1) 捕獲地域に関するデータ

設置した全ての箱ワナ等の位置情報一覧及びその位置（「設置地点番号」を付す。）を示した地図

(2) 捕獲数及びワナかけ日数等

(ア) 捕獲個体（飼養等動物、錯誤捕獲を除く。）数及びワナかけ日数に係るデータ等について、別記1~2により報告するものとする。ただし、別記2については、ワナかけ日数7日毎に記録するものとする。

(イ) 錯誤捕獲に係る捕獲状況（飼養等動物を含む。）に係るデータ

(ウ) 捕獲個体（錯誤捕獲含む）の捕獲された状況を映した写真

(3) 捕獲個体に関する生態データ

全ての捕獲個体（飼養動物、錯誤捕獲含む）に係る個体識別番号、捕獲日、設置地点番号、メッシュ番号、生態データ及び胃内容物等。

なお、生態データ及び胃内容物等の記録対象はアライグマのみとする。

(4) 捕獲状況や周辺環境等に関するデータ

(ア) 自動撮影装置で撮影された空うちデータも含めた全ての画像とその撮影された画像の情報（データ回収日、撮影年月日、ファイル名、撮影された動物の種名、撮影個体数など）について記録すること。

(イ) ワナ設置箇所周辺の環境画像

(ウ) 捕獲に使用した餌によるアライグマの捕獲や錯誤捕獲結果の要因について

(5) 長距離無線式捕獲パトロールシステムに関するデータ

設置場所、設置期間、システムによる通知記録及びメール通知記録（試験通知等含む）

(6) 捕獲に係る業務日報

捕獲業務を実施した日時、天気、捕獲の有無及びワナ・餌の状況等に関し、実施日ごとに別添第

1号様式により作成する。

- (7) アライグマ捕獲連携協議会（仮称）における報告等  
委託業務期間中又は完了後に委託者が開催するアライグマ捕獲連携協議会（仮称）において、受託者は捕獲事業の内容を報告するとともに、出席者からの質疑に対して応答するものとする。
- (8) 収集したデータについて  
収集したデータについては、別途、分析事業受託者へ電子記録媒体を用意のうえ、提供する。

## 第5 成果品

### 1 成果品及び提出部数

- (1) 第4の2及び3に係るデータについて取りまとめた「令和4年度アライグマ根絶モデル実証事業委託業務報告書」 6部  
仕様は、A4版で、北海道グリーン購入基本方針に基づく印刷用紙（カラー除く。）を使用し製本する。
- (2) 第4の2及び3に係るデータ及び捕獲結果について格納したCD-ROM又はDVD-ROM 1式

### 2 提出期限

令和4年（2022年）9月30日（金）

## 第6 その他

### 1 業務処理状況の調査

委託者は、委託業務の処理状況について、契約締結の日から契約期間の完了の日の属する年度の翌年度から5年間（令和10年（2028年）3月31日まで）、随時、受託者その他関係者から必要な報告を求め、本業務及び関連業務に関する施設、帳簿書類その他の物件を調査することができる。

### 2 衛生管理

受託者は、捕獲等の事業の実施に当たっては、捕獲動物による手の咬傷、ワナによる怪我、交通事故及びヒグマ等との遭遇による事故などに十分注意を払い、また、動物由来感染症等を防ぐ観点から、ダニの付着の有無確認や手洗い等を励行すること。

また、捕獲のあったワナを他地域に移設する場合については、接地面を洗浄してから使用すること。

### 3 事業者以外の者による事業見学の許可

受託者は、捕獲等の実施の際、委託者を通じて事業者以外の者から見学の申し出があった場合、それを許可し、また、捕獲等に関する技術について普及を行うこと。

### 4 貸与等した機材・機器の返却について

委託者から貸与した機材・機器について、業務終了後に洗浄、清掃を行った上、速やかに返却すること。

なお、返却方法等については別途指示する方法によるものとする。

### 5 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議して定めるものとする。